

番号制度導入によるメリット～導入前～

住民

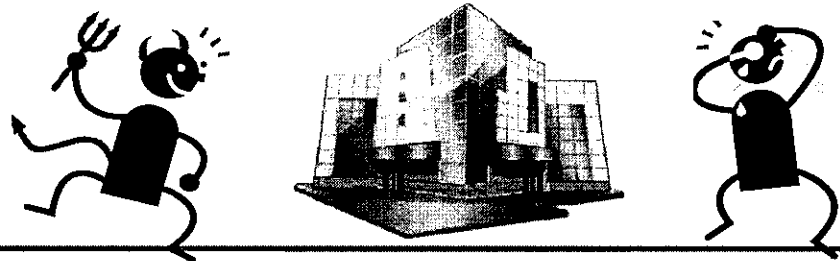
各種手当の申請時、関係各機関を回って、添付書類を揃える。



各種手当の申請時に必要となる情報(例)

- ・住民票関係情報(市町村長)
- ・地方税関係情報(市町村長)
- ・障害者関係情報(都道府県知事)
- ・医療保険給付関係情報(医療保険者)
- ・年金給付関係情報(公的年金給付の支給者)

各種添付書類等



行政機関・地方公共団体等の間や、各団体内部の業務間における情報の連携が不足していること等から、本来給付を受けることができるが未受給となっている者がいる一方で、本来給付を受けることができないにもかかわらず不正に給付を受けている者がいる状況が発生。

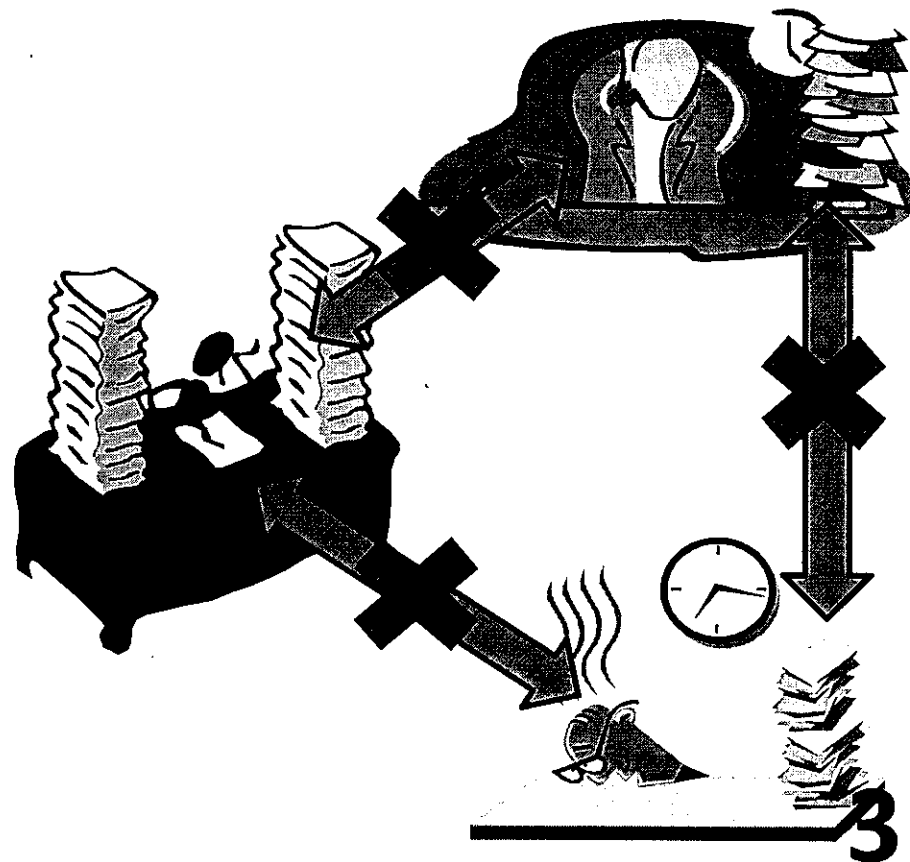
「住民」と「行政」の両者にとって過重な負担

行政

① 確認作業等に係る業務に多大のコスト

- ・住民に提供されるサービスの受給判定のために、他自治体、関係機関から收受した情報を確認する手間・作業の負担が大きい。
- ・外部から提供されたデータと自治体内で保管するデータとを結びつける作業時に、転記・照合・電算入力ミスが発生する可能性。
- ・手作業による事務、書類審査が多く、手間と時間、費用がかかる。

② 業務間の連携が希薄で、重複して作業を行うなど、無駄な経費が多い。

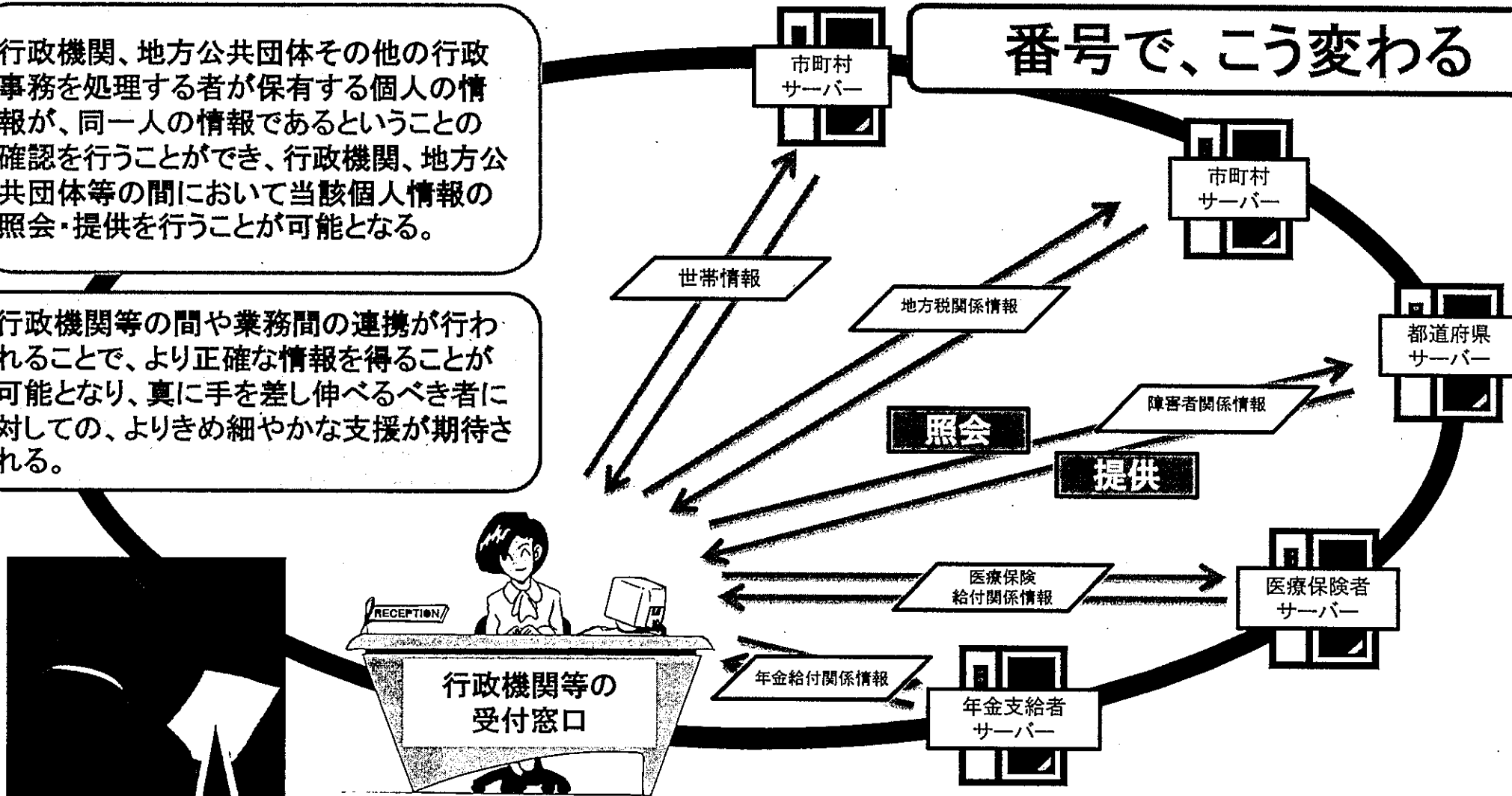


番号制度導入によるメリット～導入後～

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、同一人の情報であるということの確認を行うことができ、行政機関、地方公共団体等の間において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となる。

行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、真に手を差し伸べるべき者に対しての、よりきめ細やかな支援が期待される。

番号で、こう変わる



諸手当申請書

社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることとなる。

番号制度導入に係る地方公共団体のスケジュール(想定例)

2012(H24)年度	2013(H25)年度	2014(H26)年度	2015(H27)年度	2016(H28)年度	2017(H29)年度	
番号	政省令等の整備			H27.10	付番・通知	
	特定個人情報委員会設置 特定個人情報保護評価指針作成		特定個人情報保護評価の承認等		H28.1	個人番号利用、個人番号カード交付
体制	担当課決定 PT等設置	番号導入による組織体制の整備		番号導入による業務の見直し		
		番号導入による業務の見直し				
給与		給与支払等事務への対応				
研修		番号取扱職員への研修等				
条例	独自に番号を利用する事務の検討		条例の制定			
	個人情報保護条例等の改正の内容を調査		条例の改正			
システム	予算化		予算化	予算化	予算化	
	(既存住基) (既存業務) (中間サーバ) (IFシステム)	設計・PIA・開発		テスト	テスト	
		設計・PIA・開発		テスト	テスト	
		設計・PIA・開発			テスト	
			ソフトウェア導入	テスト		
▲導入ガイドライン(中間とりまとめ) ▲技術標準						

番号関連四法案 国会提出 ↓ 成立